

第3期 きみのこどもプラン

- 子ども・子育て支援事業計画 -



令和7年3月

和歌山県 紀美野町



1 計画策定にあたって

本町では、「きみのこどもプラン」（平成27年度～）、「第2期きみのこどもプラン」（令和2年度～）を策定し、その後、令和4年3月に「紀美野町子ども子育て応援宣言」の中で「県下一の子育て支援」を目指す方針を掲げ、保健・医療、教育、労働、社会環境など様々な分野でこどもや子育てに関する支援策を進めてきました。

このたび、「第2期きみのこどもプラン」が令和6年度で計画期間が終了することから、こども・子育て家庭を取り巻く社会情勢や国の動向を踏まえ、引き続き、こどもや子育てへの支援策を総合的かつ計画的に進めるため、「第3期きみのこどもプラン」を策定します。

2 計画期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。令和6年度を最終年度とする「第2期きみのこどもプラン（紀美野町子ども・子育て支援事業計画）」を継承し、本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

3 基本理念

豊かな自然や温かい交流のある地域コミュニティを大切にし、「県下一の子育て支援を目指すまち～紀美野～」を基本理念として、妊娠から子育てに至る切れ目ない総合的な支援の充実に努めます。

4 基本目標

基本目標

1

こどもが健やかに成長できる環境づくり

人との出会いや自然とのふれあいを通じ、豊かな人間性や自立心を育む教育の充実に努めるとともに、こどもが自由に遊べ安心して過ごせる居場所づくりを推進します。また、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援により、安心してこどもを産み育てられる環境づくりに努めます。

基本目標

2

安心して子育てができる環境づくり

子育て世代が安心できる子育て支援サービスや保育サービスの充実を図るとともに、子育て環境の変化に対応した働き方に関する情報提供や啓発活動に努めます。また、健康で充実した生活が送れるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

基本目標

3

特に支援を必要とするこどもや家庭へのサポートの充実

あらゆる状況において、こどもの権利が守られる社会の実現に取り組みます。特に、支援を必要とするこどもが適切なサポートを受けられるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制をはじめとする各種支援体制の充実に努めます。

基本目標

4

地域でこどもを見守り、育むまちづくり

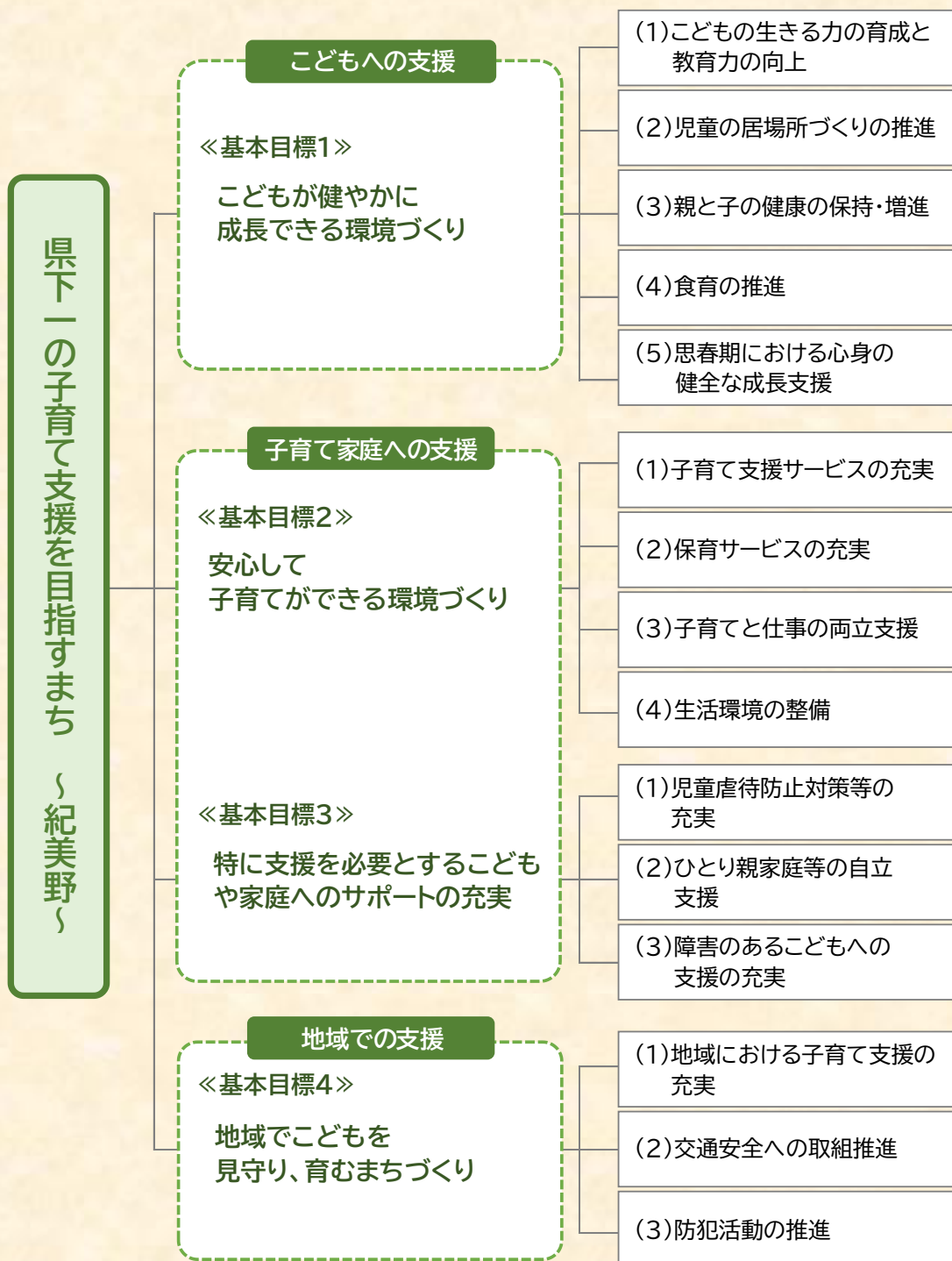
地域が一体となって、こどもの健やかな成長を支援するため、地域での子育て支援のネットワーク化を推進します。また、安心して生活を送ることができるよう、地域、学校、警察など関係機関等と連携し、安全教育や防犯活動の推進と、安全な道路交通環境や公共施設等の整備に努めます。

5 施策体系

基本理念

基本目標

施策の方向性



6 施策の展開

《基本目標1》 こどもが健やかに成長できる環境づくり

- 生きる力を育めるよう学力等の向上と豊かな人間性、自立心を形成できる教育の充実に努めます。
- 地域においてこども同士が自由に遊べ、放課後や週末等に安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。
- 医療機関やこども園、学校などの関係機関との連携を強化し、安心してこどもを産み育てることができ、すべてのこどもが健やかに成長できる環境づくりに努めます。
- こどもとその保護者が、バランスのとれた望ましい食習慣を身に付け、健康で心豊かな生活が送れるよう食育の取組を推進します。
- 思春期のこどもたちが、いのちや性の大切さなどの正しい知識を身に付けられるよう環境整備に努めます。



施策の方向性

- | |
|------------------------|
| (1) こどもの生きる力の育成と教育力の向上 |
| (2) 児童の居場所づくりの推進 |
| (3) 親と子の健康の保持・増進 |
| (4) 食育の推進 |
| (5) 思春期における心身の健全な成長支援 |

《基本目標2》 安心して子育てができる環境づくり

- 「県下一の子育て支援」を目指し、すべての子育て世帯が安心してこどもを育てられる支援サービスの充実を図っていきます。
- 保育サービスに対するニーズが変化しており、少しでも子育て世代が利用しやすい保育サービスの提供と質の向上に努め、安心して子育てができる環境づくりを進めます。
- 共働き家庭の増加など子育てを取り巻く環境が変化しており、柔軟な働き方が求められています。労働者や事業主、地域住民等の意識を高めるため、広報・啓発や研修、情報提供を積極的に推進します。
- 人口流出防止と定住の促進を図るため、生活環境の整備と交通の利便性の向上に努めます。

施策の方向性	(1) 子育て支援サービスの充実
	(2) 保育サービスの充実
	(3) 子育てと仕事の両立支援
	(4) 生活環境の整備

《基本目標3》 特に支援を必要とする子どもや家庭へのサポートの充実

- 警察や福祉、医療、保健、教育などの関係機関との協力のもと、虐待防止ネットワークとして「きみのネットワーク委員会」や「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童の早期発見や適切な保護・支援に努めます。
- 支援が必要なひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、相談体制の強化や情報提供の促進を図ります。
- 障害のある子どもや発達につまずきのある子どもが、一人ひとりの可能性を伸ばし安心して自立、社会参加ができるよう、障害の程度や発達段階に応じた療育・保育・教育を充実していきます。
- 医療や福祉、教育等の関係機関との連携を図り、一貫した相談・訪問体制のもと、誰一人取り残すことのない子育て支援に努めます。

施策の方向性	(1) 児童虐待防止対策等の充実
	(2) ひとり親家庭等の自立支援
	(3) 障害のある子どもへの支援の充実



《基本目標4》 地域で子どもを見守り、育むまちづくり

- こどもの成長は、地域の人々とのふれあいや地域での見守りが重要なことから、様々な行事や教育の場を通じて世代を超えた交流を促進し、ふれあう機会の拡大に努めます。
- 家庭と地域や関係団体との連携を図り、地域が一体となって子育て支援に取り組めます。
- 警察をはじめとする関係機関との連携を強化し、安全に関する教育を推進し、交通事故防止に努めます。
- 犯罪等の被害から子どもを守るため、犯罪等に関する情報提供や関係機関・団体等と連携したパトロールの実施など防犯活動に努めます。

施策 の 方 向 性	(1) 地域における子育て支援の充実
	(2) 交通安全への取組推進
	(3) 防犯活動の推進



7 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) こども園

1号認定：幼稚園等（3～5歳）

満3歳以上の小学校就学前のこどもで、こども園等で教育を希望する場合

2号認定：保育所等（3～5歳）

満3歳以上の小学校就学前のこどもで、「保育の必要な事由」に該当し、こども園等での保育を希望する場合

3号認定：保育所等（0～2歳）

満3歳未満の小学校就学前のこどもで、「保育の必要な事由」に該当し、こども園等での保育を希望する場合

(単位：人)

区分	見込量					確保方策
	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1号認定	15	15	15	15	15	平成27年度にきみのこども園を、令和2年度にこうのこども園を開園し、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備しました。必要に応じた体制が確保できています。今後も待機児童が発生することのないような体制づくりに努めます。
2号認定	75	77	64	55	44	
3号認定	37	30	32	33	33	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	単位	見込量					確保方策
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
(1) 利用者支援事業	か所	1	1	1	1	1	令和6年度に子育て推進課を新設し、課内に総合相談窓口としてのこども家庭支援センター「きこか」を設置しました。妊産婦や子育て世代のあらゆる相談に応じ、専門的な相談対応や訪問支援が実施できるよう、また、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげられるよう、体制づくりに努めます。
(2) 延長保育事業（時間外保育）	人	55	55	55	55	55	町内に就業の場が少なく、近隣市町へ通勤する保護者が多いことから、保育時間の延長が必要であり、時間外保育を継続して実施します。
(3) 放課後児童健全育成事業	人	122	125	115	113	104	町営で行っており、対象は小学校1年生から6年生です。野上地区・小川地区は野上小学校施設、美里地区は町文化センター施設の2か所で実施し、必要に応じた体制が確保できています。今後も待機児童が発生することのないような体制づくりに努めるとともに、ハード面での整備も進めていきます。
(4) 子育て短期支援事業	人	2	2	2	2	2	令和元年度から委託事業所を増やし、夜間養護等事業も委託契約を行うようにしました。引き続き、施設への業務委託を継続し、提供体制を確保します。
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	人	20	20	20	20	20	必要に応じた提供体制は確保できているため、今後も訪問率100%の継続を目指します。
(6) 養育支援訪問事業等	家庭	12	12	12	12	12	現在、必要に応じた提供体制は確保できているため、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。
(7) 子育て支援拠点事業	人	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	現在、必要に応じた提供体制は確保できおり、引き続き、利用者支援事業と連携して、子育て家庭への支援機能を強化していきます。
(8) 一時預かり事業	人	984	984	984	984	984	こども園幼稚園部終業後の預かり保育は、終業後も同じクラスにおいて預かり保育を実施します。また、未就園児の臨時的な一時保育についても、現在、必要に応じた提供体制が確保できています。今後も保護者の利用ニーズ等を踏まえ、実施体制を検討していきます。
(9) 病児・病後児保育事業	人	10	10	10	10	10	県や関係機関と連携し、事業実施に向けた検討を進めていきます。
(10) 子育て援助活動事業	人	25	25	25	25	25	現在、必要に応じた提供体制は確保できおり、引き続き、当該事業の充実を図ります。
(11) 妊婦健康診査事業	回	440	440	440	440	440	現在、必要に応じた提供体制は確保できています。母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、当該事業の充実を図ります。
(12) 子育て世帯訪問支援事業	件	60	60	60	60	60	現在、ニーズを満たしている状態です。令和7年度以降については、必要であると思われる世帯へ利用の促進を図り、当該事業の充実を図ります。
(13) 児童育成支援拠点事業	—	—	—	—	—	—	令和6年度に、居場所「きみのスマイル」を開所しましたが、食事の提供などを行う当該事業について、現在、実施予定はありません。今後、必要に応じ、事業実施を検討していきます。
(14) 親子関係形成支援事業	人	4	4	4	4	4	現在、必要に応じた提供体制は確保できています。引き続き、当該事業の充実を図ります。
(15) 妊婦等包括相談支援事業	件	75	75	75	75	75	現在、必要に応じた提供体制は確保できています。引き続き、当該事業の充実を図ります。
(16) こども誰でも通園制度	人	36	36	36	36	36	現在、必要に応じた提供体制は確保できおり、引き続き、利用の促進を図るとともに、令和8年度からの本格実施に向けて、実施結果を踏まえ、今後の提供体制を検討していきます。
(17) 産後ケア事業	件	60	60	60	60	60	現在、医療機関や助産所に委託し、必要に応じた提供体制は確保できています。引き続き、当該事業の充実を図ります。

紀美野町 子育て支援年表 ～主な子育て支援策一覧～

【令和7年3月時点】

目的	項目	※1 妊娠前	妊娠期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生	※2 大学等卒業者
保育・教育・居場所	預かり			子育て支援センターでの一時預かり (毎週月曜日、木曜日)									
		ファミリーサポートセンター事業 (児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動)											
	こども園・学校			認定こども園 (公立2園 きみのこども園・このこども園) 保育料・給食費等の無償化						スクールカウンセラーによる支援 (不登校・いじめ・家庭環境等を心理的視点によるサポート)			
		こども誰でも通園制度 親の就労条件を問わず月10時間こども園を利用できる事業 (きみのこども園) R6.7～事業開始	預かり保育 公立こども園による降園後の預かり保育						スクールソーシャルワーカーによる支援 (不登校・いじめ・家庭環境等を社会福祉的視点によるサポート)				
									学校教育支援員の配置 (発達障がい等の児童生徒に対するサポート)				
									特別支援教育へのサポート (教育環境の充実)				
									学校教育相談員による支援 (学校からの要請に応じた派遣)				
									ALT (外国語指導助手)・CIR (国際交流員)の任用による外国語教育のサポート				
									CIR (国際交流員) による英会話教室				
		ICT教育支援員 (ICT機器を活用した授業支援)											
学習サポート 【2か所】 野上小学校・文化センター													
居場所				プレイルームの開放 (子育て支援センター) 9:00～17:00 祝日・年末年始休み						こどもと保護者の居場所 (きみのスマイル) (不登校等、事情を抱えるこどもと子育てに悩む保護者の居場所)			
							児童館 【2か所】 14:00～17:00 中央児童館 (月曜日～金曜日)・吉見児童館 (水曜日、土曜日)						
							学童保育所 【2か所】 野上・下神野学童保育所						
							ふれあいルーム 【2か所】 中央公民館・文化センター						
訪問・相談			紀美野町こども家庭支援センター (総合福祉センター2階) (妊娠前・0歳から18歳までのこどもと家庭の相談窓口)										
			母子保健推進員 (0歳・1歳・2歳児の訪問)										
	子育て支援センター (訪問・相談) (総合福祉センター2階)												
			発達相談 (発達に不安のある方を対象とした個別相談)										
	妊婦訪問	産後ケア事業 赤ちゃん訪問		幼児相談									
													
	交流			こども園開放 (こども園が未就園児に対して園で遊ぶ機会を提供)									
		カンガルー教室 (あそびの教室)											
		コアラ教室 (あそびの教室)											
	保健		乳幼児健診 (4か月・乳児・1歳6か月・3歳)				6ちゃんクラブ (生活と性に関する教室)		思春期講座 (性教育)				
定期予防接種 (ロタウイルス・B型肝炎・小児肺炎球菌・5種混合/4種混合・Hib・BCG・MR・水痘・日本脳炎・二種混合・HPV) ※受診時期については個別に案内します													
すくすく教室 (発達に気になる児を対象とした親子教室)													
歯科健診・フッ素塗布 (フッ素洗口をしていない児)													
歯のブラッシング指導 (こども園・小学校・中学校)													
トリプルP (前向き子育て学習プログラム) ※全7日1クール													
ババママ教室 (両親教室)			もぐもぐ教室 (離乳食教室)										
出産・子育て応援事業													
経済的支援 (手当・助成)			子育て世帯へのごみ袋配布										
	妊産婦アクセス支援事業 (交通費助成)	児童手当 (※令和6年10月から18歳まで)											
		児童扶養手当											
	妊婦健診助成	産婦健診助成					就学援助制度 (経済的な理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対する援助)						
	出産祝金	在宅育児手当				特別支援教育就学奨励費 (特別支援学級就学時の学用品費・通学費の援助)			高校生世代 応援手当 (月10,000円)				
	初回産科受診料の費用助成 (低所得妊婦)	新生児聴覚検査助成	未就学児施設利用助成 (私立幼稚園・保育所等に通う利用者負担金・給食費等の助成)				小中学校給食無償化事業 (学校給食を無償で提供し保護者負担を軽減)						
			小中学校等入学祝い補助金 (新入学する際に必要となる保護者負担を軽減)										
	こども医療費・ひとり親家庭医療費助成												
	こどもインフルエンザ予防接種助成												
	※1 妊娠を希望する方への支援	一般不妊治療費助成事業 (タイミング法、人工授精による不妊治療、不育治療に要する費用の一部を助成) 特定不妊治療等医療費助成事業 (体外受精及び顕微授精による不妊治療と併用して実施された先進医療に要した費用の一部を助成)											
※2 奨学金を返済されている方への支援	奨学金返還助成事業 (大学等を卒業して奨学金を返済されている町内在住の30歳未満の方に対し、年間最大24万円助成)												

編集・発行

紀美野町子育て推進課

〒640-1121 和歌山県海草郡紀美野町下佐々1408 番地 4

電話 073-489-9966 FAX 073-489-6655

